平成２７年（フ）第４１８号
京都市西京区樫原久保町32番地２　富貴ハイツ105
債務者　山形　豊美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８５号
京都市右京区西京極中沢町１番地13　サンシティ西京極２番館518号
債務者　辰山　信子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５５２号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所６－503号、前住所京都市伏見区深草新門丈町17番地１　ファミールハイツ京都伏見ステージ１　201号
債務者　豊田　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５９４号
京都市南区上鳥羽勧進橋町13番地　パデシオン704号
債務者　山田弘美こと　孫　　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５９５号
京都市左京区松ケ崎正田町19番地　パインケイブ203
債務者　ｍｉｍａｒｕこと　武元美佑紀（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５９８号
京都市左京区松ケ崎正田町15番地　グリシーナ21　102号室
債務者　秋山　雅美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０４号
京都市下京区七条御所ノ内南町92番地　パルハイツ603号
債務者　畑　　正幸
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
兵庫県尼崎市西川２丁目14番32号
債務者　中原　正裕
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５５号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目21番５－302号
債務者　曽谷　考矢
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８３号
奈良市鳥見町４丁目１番地の２　富雄団地４－501号
債務者　浅川綾子こと　浅川あや子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７７号
奈良市大宮町３丁目２番47―302号
債務者　ＲＯＣＯＣＯ　ＮＡＩＬこと　吉堂　容子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７２号
鳥取県西伯郡南部町池野449番地　越敷野町営住宅第８号
債務者　片山　育男
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７８号
鳥取県西伯郡大山町住吉156番地１　さざんか台団地Ｋ－10―38号、前住所鳥取県西伯郡大山町御来屋300番地
債務者　大月　冬子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１２８号
広島県東広島市高屋町小谷2751番地51、申立時の住所広島県竹原市中央３丁目16番５号
債務者　田上佳代子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１２９号
広島県東広島市高屋町小谷2751番地51、申立時の住所広島県竹原市中央３丁目16番５号
債務者　田上　壽子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１４２号
広島県江田島市江田島町津久茂１丁目11番40号
債務者　水原　夏子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部